

**特別養護老人ホーム
短期入所生活介護事業所
エルホーム芦屋 サービス利用料金表**

令和7年4月1日現在

《利用料金》

(1) 食費・居住費

食 費	1日につき1,850円。 (ただし、朝食300円、昼食800円、夕食750円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。)
-----	---

入所者 負担段階	居住費（滞在費）		食費
	負担限度額		
	個室	多床室	負担限度額
第1段階	380円/日	0円/日	300円/日
第2段階	480円/日	430円/日	600円/日
第3段階①	880円/日	430円/日	1,000円/日
第3段階②	880円/日	430円/日	1,300円/日
第4段階	1,760円/日	980円/日	1,850円/日

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
併設型 I従来型 II多床室 個室	要介護1	603	6,530円	653円	1,306円	1,956円
	要介護2	672	7,277円	728円	1,456円	2,184円
	要介護3	745	8,068円	807円	1,614円	2,421円
	要介護4	815	8,826円	883円	1,766円	2,648円
	要介護5	884	9,573円	958円	1,915円	2,872円

(3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
機能訓練体制加算	12	129円	13円	26円	39円	1日につき
個別機能訓練加算	56	606円	61円	122円	182円	1日につき
看護体制加算(I)	4	43円	5円	9円	13円	1日につき
看護体制加算(II)	8	86円	9円	18円	26円	1日につき
医療連携強化加算	58	628円	63円	126円	189円	1日につき

夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13	140円	14円	28円	42円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	194円	20円	39円	59円	1日につき
送迎加算	184	1,992円	200円	399円	598円	送迎を行った場合(片道につき)
緊急短期入所受入加算	90	974円	98円	195円	293円	1日につき(7日間を限定)
療養食加算	8	86円	9円	18円	26円	1回につき(1日3回を限度)
口腔連携強化加算	50	541円	55円	109円	163円	1月につき1回限り
看取り連携体制加算	64	693円	70円	139円	208円	死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度
長期利用者減算的用後(31日~60日)	-30	-324円	-33円	-65円	-98円	1日につき
長期利用の適正化(61日以降)	-30	-324円	-33円	-65円	-98円	1日につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,083円	109円	217円	325円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	108円	11円	22円	33円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	238円	24円	48円	72円	1日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の140/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の136/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の113/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の90/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

- ※ 機能訓練体制加算は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師を配置している場合に算定します。
- ※ 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に算定します。
- ※ 看護体制加算は、看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算定します。

- ※ 医療連携強化加算は、急変の予想や早期発見のため看護職員による定期的な巡視や主治医と連絡がとれない場合等における対応の取り決めを事前に行っている場合に、厚生労働大臣が定める状態に適合する利用者に対して算定します。厚生労働大臣が定める状態とは次のとおりです。
 - イ 喀痰吸引を実施している状態
 - ロ 呼吸障害等により人工呼吸器をしようしている状態
 - ハ 中心静脈注射を実施している状態
 - ニ 人工腎臓を実施している状態
 - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - ヘ 人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
 - ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
 - チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - リ 気管切開が行われている状態
- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ 職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供する場合に算定します。
- ※ 看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。
 - 介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
 - 介護職員等処遇改善加算は、(I)～(IV)のいずれか1つを算定します。
- ※ 地域区分別の単価(3級地 10.83円)を含んでいます。

(4) その他の料金

項目	内容	利用料金
理美容代	カット、ブロー	2,000 円
	顔そり	700 円
	ヘアマニキュア	4,000 円
	パーマ	4,000 円
	シャンプー	600 円
	毛染め	4,000 円
利用者が選定する物品や食事料	左記項目該当時のみ発生します。	実費相当額
施設発行文書料	診断書	5,500 円 (税込)
エンゼルケア (死後の処置) 料	施設内で看取りを行ったご利用者の死後の処置	11,000 円 (税込)

エルホーム芦屋